

◎岡山地方裁判所規則第一号

岡山地方裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月九日

岡山地方裁判所

岡山地方裁判所裁判官会議規則の一部を改正する規則

岡山地方裁判所裁判官会議規則（平成十五年岡山地方裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「各支部」の下に「に補され、かつ、執務している」を加え、「の全員の」を削る。

第十条第一項第四号中「本庁に勤務する判事（部の事務を総括する裁判官を除き、判事の権限を有する判事補を含む。）のうちから無記名の投票により選ばれた」を「前各号に該当しない判事（判事の権限を有する判事補を含む。）の互選による裁判官」に改める。

第十条第四項を次のように改め、同条第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

④ 第一項第四号の委員の任期は、一月一日から十二月三十一日までとし、同委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期とする。

附
則

この規則は、令和四年十二月九日から施行する。

岡山地方裁判所長

阪

本

勝